

ジャパンデスク ニュースレター Vol.8

2022年2月

新型コロナウイルスの影響を被った法人向け税制優遇の再改正

今回はニュースレターVol.2、Vol.5、Vol.7でご案内したコロナ禍の状況における法人向け税制優遇に関するさらなる改正及び期間延長について解説いたします。

財務大臣規則 2021 年第 9 号(PMK9)(直近改正は財務大臣規則 2021 年第 149 号(PMK149)2021 年 10 月 25 日公布)により 2021 年 12 月度までの優遇税制が適用されていましたが、2022 年 1 月 25 日に財務大臣規則 2022 年第 3 号(PMK3)が公布され、優遇の対象範囲及び期間について改正がありました。

PMK 3 に規定されている、優遇を受けるための条件及び優遇内容を簡単にまとめたものが以下の表になります。赤字が PMK149 からの改正点となります。

| 項目 | PPh21 | PPh22 | PPh25 | VAT | PP23 | 建設Final Tax |
|------|-----------------------------|------------------------------|---|----------------|-----------------------------|------------------------------|
| 対象業種 | | 72分野(従来は397分野) | 156分野(従来は481分野) | | | 灌漑用水利用促進プログラムに関する納税者 |
| 優遇内容 | | 免税 | 50%減額 | | | 建設サービス収入に対するFinal Taxの免税 |
| 申請 | 優遇規定は2021年度で終了 | 申請後に税務署長により免除証明書が発行されることで適用可 | PMK 3 の発効(2022年1月25日)から30日以内に申請すれば、2022年1月度より適用可能 | 優遇規定は2021年度で終了 | 優遇規定は2021年度で終了 | 灌漑用水利用促進プログラムに関する建設サービス収入が対象 |
| 対象期間 | | 免除証明書発行日から2022年6月30日まで | 申請から2022年6月度まで | | | 2022年6月度まで |
| 報告義務 | 2021年度の実施報告の修正期限は2022年3月31日 | 実施報告を納税月の翌月20日前に提出 | 実施報告を納税月の翌月20日前に提出 | | 2021年度の実施報告の修正期限は2022年3月31日 | 実施報告を2022年9月30日前に提出 |

PMK 3 による改正のポイントは以下の通りです。



- 紙給与源泉税(PPh21)、付加価値税(VAT)及び年間売上高 48 億ルピア以下の場合の売上高に対する 0.5% の Final Tax(PP23)に関する優遇税制については、PMK 3において規定は削除されていることから、2021 年 12 月度で優遇措置が終了することとなりました。
- PPh25 の優遇対象となる納税者は、2022 年 1 月 25 日(PMK3 の発効日) から 30 日以内に申請すれば 2022 年 1 月度より優遇適用を受けることができます。PPh22 については免除証明書発行日から有効となるためただちに行う必要があります。
- PPh22 及び PPh25 の優遇について、KITE 及び保税区の条件が削除されたほか、対象業種数が削減されています (PPh22 : 397→72 業種、PPh25 : 481→156 業種)。そのため、2021 年 12 月度まで税制優遇を受けていた企業様においても、PMK 3において引き続き優遇対象の業種となっているか否かについて改めてご確認いただく必要がある点ご注意ください。

各税制優遇を利用できる業種のリストは PMK 3 の付表に記載があります。現時点でもコロナ禍の影響は続いている、今後も追加の税制優遇措置が公表される可能性がありますので、引き続き税務総局からの発表に注目したいと思います。



本件に関するご質問又はご相談(会計監査、各種コンサルティング)等がございましたら、お気軽に Crowe Indonesia ジャパンデスクまでお問い合わせください。

三好博文

ジャパンデスク パートナー

hirofumi.miyoshi@crowe.id

三好久恵

ジャパンデスク マネージャー

hisae.miyoshi@crowe.id